

平成25年 第2回 青森市教育委員会臨時会 会議録

1 開会日時 平成25年10月29日(火)午後2時00分

2 閉会日時 平成25年10月29日(火)午後2時07分

3 会議開催の場所 教育研修センター4階 第2研修室

4 出席委員

佐藤秀樹
平出道雄
西村恵美子
佐藤克則
石澤千鶴子
月永良彦

5 事務局出席職員

教 育 部 長	福 井 正 樹
理 事	工 藤 壽 彦
教 育 次 長	成 田 聖 明
教 育 次 長	伴 孝 文
浪岡教育事務所長	平 田 公 成
参事 文化スポーツ振興課長	加 藤 文 男
総 務 課 長	八木澤 透
社 会 教 育 課 長	鳴 海 雄 大
中央市民センター館長	今 牧 彦
文 化 財 課 長	吉 田 亘
市 民 図 書 館 長	田 中 聡 子
学 務 課 長	山 谷 尚 史
学 校 給 食 課 長	川 邊 真 理 子
指 導 課 長	山 谷 明

6 会議に付議された案件

(1) 議 事

議案第33号 青森市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書
(案)について

議案第34号 青森市文化賞表彰規則の一部を改正する規則の制定について

議案第35号 青森市スポーツ賞表彰規則の一部を改正する規則の制定について

7 会議録署名委員

石澤千鶴子
月永良彦

8 会議の概要

午後2時分に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項7のとおり指名する。

議案第33号から議案第35号を審議し、原案のとおり決定し、閉会した。

9 会議の状況

(1) 議 事

委員長 それでは議事に入ります。議案第33号「青森市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）について」事務局から説明をお願いします。

福井部長から説明

福井部長 議案第33号 青森市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）についてご説明いたします。

平成25年度の青森市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）が別添のとおり、まとめました。

この教育委員会事務の点検・評価につきましては、教育委員自らが事務事業の点検評価を行うことにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていこうとの趣旨から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条に基づき実施するものです。

今年度の事務の点検・評価につきましては、平成24年度の事務事業を対象として実施いたしました。点検・評価にあたりましては、効果的な教育行政の推進という点検評価の目的を踏まえ、青森市新総合計画 前期基本計画に掲げた基本政策 第4章「歴史と文化を受け継ぎ 未来を創造する人を育むまち」に掲げられている施策目標の達成度を参考に、その施策目標達成のための手段である事務事業に絞り込んで、いわゆる点検・評価対象の重点化を図り、実施してきたものでございます。

また、点検・評価にあたりましては、目標達成のための具体的改善策を提案することが重要であるという認識に立ち、可能な限り、課題の明確化と今後の方向性を示すことに意を用い、実施してきたところであり、

さらに、点検・評価にあたりましては、点検・評価の客観性の確保の観点から、教育に関して学識経験を有する

青森公立大学経営経済学部教授 内海 隆（うちうみ たかし）氏、

青森人権擁護委員 成田 幾末（なりた いくま）氏

の2名を点検・評価アドバイザーとして委嘱し、点検・評価会議に参加していただき、様々な御意見、御助言をいただきながら実施してきたところでございます。

この報告書につきましては、法律の規定により、教育委員の皆様の御議決をいただいた後、市議会への報告と市のホームページによる市民への公表を行うこととなります。

ご審議のほど、よろしく御申し上げます。

委員長 ただ今の説明について、御意見、御質問等ございますでしょうか。

委員長 この間は長時間に渡り皆さんに御意見をいただきました。特によろしいですか。それでは議案第33号について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議がないようですので、原案のとおり決定させていただきたいと思えます。次に議案34号「青森市文化賞表彰規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

工藤理事から説明

工藤理事 議案第34号 青森市文化賞表彰規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、文化芸術分野において、優秀な成績を収めた方への表彰に加えて、新たにその指導者も表彰することで、人材育成を担う指導者の意欲向上を図ると共に、文化芸術の活性化を目的に、所要の改正を行うものであります。

議案第34号附属資料「青森市文化賞表彰規則 新旧対照表」をご覧ください。

主な改正内容でございますが、第1条では、新たに「指導者表彰」を加えるものであります。

第2条では、表彰の種類として新たに「文化指導者賞」を加えるものであります。

また、第3条は「表彰者の範囲」を定めるもので、文化指導者賞は「本市の市民であって、過去に文化指導者賞を受けていない者」とし、同一指導者の表彰は1回までとしております。

第4条第3項は、表彰の基準を定めるもので、「国際規模の大会、コンクール等において優れた評価を受けたもの又は、これに準ずるものの指導者」又は、「全国規模の大会、コンクール等において最高賞の成績を収めたものの指導者」としております。

また、併せて所要の文言の整理をしております。

以上が本議案の概要でございます。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問でございますでしょうか。

委員長 予てより説明をいただいております指導者賞のことを規則に改めて組み入れたということですね。特によろしいですか。それでは議案第34号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議がないようですので、原案のとおり決定させていただきたいと思えます。次に議案35号「青森市スポーツ賞表彰規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

工藤理事から説明

工藤理事 議案第35号 青森市スポーツ賞表彰規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、本年2月に策定した青森市スポーツ推進計画に基づき、スポーツ分野において優秀な成績を収めた選手への表彰に加えて、新たにその指導者も表彰することで、指導者の意欲向上のみならず競技水準の更なる向上を図ることを目的に、所要の改正を行うものであります。

議案第35号附属資料「青森市スポーツ賞表彰規則 新旧対照表」をご覧ください。

主な改正内容でございますが、第1条では、新たに「指導者表彰」を加えるものでございます。

第2条では、表彰の種類として新たに「スポーツ指導者賞」を加えるものであります。

第3条は「表彰者の範囲」を定めるもので、スポーツ指導者賞は「本市の市民であって、過去にスポーツ指導者賞を受けていない者」とし、同一指導者の表彰は1回までとしております。

第4条第3項は、表彰の基準を定めるもので、「国際規模の大会において優秀な成績を収めたもの又はこれに準ずるものの指導者」又は、「全国規模の大会において優勝の成績を収めたものの指導者」としております。

また、併せて、所要の文言の整理をしております。

以上が本議案の概要でございます。御審議の程、よろしく申し上げます。

委員長 ただ今の説明について、御意見、御質問等ございますでしょうか。

平出委員 スポーツにおいて指導者の役割というのは本当に重要だと思います。指導者によってそのチームが生まれ変わってしまうと言う様な事例はたくさんあるわけです。指導者賞を設けるといのは本当に適切であると思います。

委員長 ありがとうございます。他に御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。これについても先ほどの文化賞と同じく指導者賞、平出委員の言われたとおり特に大切なことだと思います。

それでは議案第35号について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議がないようですので、原案のとおり決定とさせていただきます。報告に移らせていただきますが、本日は、予定された報告事項がございません。

(2) その他

委員長 その他事務局から何かございますか。

委員長 特に無いようでしたら、以上をもちまして、平成25年第2回 青森市教育委員会臨時会を終了いたします。

平成25年10月29日開催の平成25年第2回青森市教育委員会臨時会の会議録を作成した。

平成25年11月15日

書記 花田文子

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成25年11月15日

署名委員 石澤千鶴子

署名委員 月永良彦